

ヘルパー(Domestic Helper)を伴って日本に一時帰国するための 短期滞在査証申請(最大90日)

シンガポール政府発行の有効な労働許可証カード(Work Permit Card)を所持し、子供やお年寄りの世話を目的のため雇用主と同一日程で日本に渡航する場合、短期滞在査証を申請します。

査証申請に必要な書類

留意事項

- ・ チェックリストに従って書類を揃えてください。
- ・ A4サイズの内紙以外は使用しないでください。
- ・ コピーは事前に準備してください。大使館にはコピーサービスはありません。提出された書類は返却できません。
- ・ ホチキス、クリップなどは使用しないでください。
- ・ 代理人が申請に来る場合は委任状が必要になります。
- ・ 個別の事情によって追加で書類を求める場合があります。

<CHECK LIST>

申請人(ヘルパー)が準備する書類	
<input type="checkbox"/>	旅券(原本)
<input type="checkbox"/>	査証申請書(原本) ・必要事項の記載、裏面自己申告欄のチェックし、申請人本人の署名が必要です
<input type="checkbox"/>	写真(原本) ・6ヶ月以内に撮影されたもの ・4.5cmx4.5cm または 3.5cmx4.5cm、査証申請書にのり付けてください ・無修正、無背景で鮮明なもの ・A4サイズでプリントアウトしたものは受け付けられません
<input type="checkbox"/>	シンガポール政府発行のIDカード(ワークパーミット)(コピー) ・裏表両面、縮小、加工せず鮮明なもの ・ワークパーミットの有効期限内にシンガポールー日本を往復する必要があります。
<input type="checkbox"/>	QRコード画面のプリントアウト ・カード本体に有効期限の記載がなく、QRコードがついている場合はカードのコピーと合わせて、SGWorkPassアプリを使ってQRコードをスキャンし、個人情報のページ(ステータス、発行日、有効期限などがわかるページ)をプリントアウトし、提出してください。申請前5日以内にプリントアウトしたものをご提出ください
<input type="checkbox"/>	IPA(In-Principle Approval)の写し ・ヘルパーのIDカードに雇用主の情報が記載されていない場合、または、ワークパーミットの更新中である場合はMOM発行のIPA(In-Principle Approval Letter)のコピーを提出してください
雇用主(ワークパーミットに氏名が記載されている方)が準備する書類	
<input type="checkbox"/>	旅券(コピー)
<input type="checkbox"/>	シンガポール政府発行のIDカード(コピー) ・裏表両面、縮小、加工せず鮮明なもの
<input type="checkbox"/>	QRコード画面のプリントアウト ・カード本体に有効期限の記載がなく、QRコードがついている場合はカードのコピーと合わせて、SGWorkPassアプリを使ってQRコードをスキャンし、個人情報のページ(ステータス、発行日、有効期限などがわかるページ)をプリントアウトし、提出してください。申請前5日以内にプリントアウトしたものをご提出ください
<input type="checkbox"/>	渡航理由書(原本) 及び渡航理由を証する書類 ・渡航理由書: ヘルパーを伴って日本に渡航することの必要性を具体的に記載してください。 ・渡航理由を証する書類の例 - 子の世話をするため: 旅券及び戸籍謄本、出生証明書等コピー(雇用主に子がいることの証明) - 高齢の親の世話をするため: 旅券及び雇用主の出生証明書(親子関係の証明)
<input type="checkbox"/>	身元保証書(ヘルパー帯同用)
<input type="checkbox"/>	在職証明書(原本) またはACRAに登録された会社登録簿(コピー) ・在職証明書は発行から1ヶ月以内のもので、肩書き、給与、雇用開始日の記載があるもの

□	Income Tax Notice of Assesment(コピー) または 預金通帳、Eステートメント(コピー)
	<ul style="list-style-type: none"> ・Income Tax Notice of Assesment はIRAS発行のもの(前年の年収が明記されているもの) ・預金通帳は個人名の掲載されているもので、直近1ヶ月の口座の取引内容と残高が記載されたもの ・Eステートメントの場合は、直近3ヶ月分の口座情報を印刷して提出。
□	ヘルパーを含む渡航者全員のフライト情報
	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用主(または家族)とヘルパーは同一フライト、ヘルパー単独での渡航は認められません。 ・シンガポール発着の日本往復フライト、渡航者情報(氏名など)及びフライト詳細(経由地があれば経由地も明記)が記載されたもの。
□	滞在予定表(原本)
□	委任状(原本)